

詳細設計報告書等の国内評価検討の進め方について

平成9年2月

第11回ITER理事会において共同中央チーム所長から提出された詳細設計報告書については、以下の通り評価検討をすすめる。

1 検討対象文書

- 1) 詳細設計報告書
- 2) 詳細設計報告書技術文書

2 検討の進め方

(1) EDA 技術部会における検討

- 1) 核融合会議ITER/EDA技術部会において評価検討を進めることとし、特にプラズマ物理、炉工学、安全の3分野については、外部学識経験者を加えたワーキンググループを設置の上、評価検討を進める。
- 2) 同部会において詳細設計評価技術文書を作成の上、核融合会議に報告する。
- 3) なお、EDA技術部会の評価検討に資するため、核融合関連学会に所属する研究者等からもコメント等を聴取する。

(2) 核融合会議における検討

- 1) 核融合会議において上記技術文書を踏まえ、国内評価書を作成する。

3 検討の視点

- 報告書全体としての整合性
- ITER技術目標の実現可能性についての具体性
- 最新の知見に基づいた解析の程度
- 建設・運転段階での柔軟性への配慮
- コストに対する設計上の配慮
- 最終設計に向けての基礎としての妥当性
- 最終設計に向けての課題の明確化
- 中間設計書に対する我が国評価の反映の程度
- 我が国への立地可能性

4 スケジュール

- ・ 4 月末を目途に E D A 技術部会において詳細設計評価技術文書を作成
- ・ 5 月末を目途に国内評価書を作成
- ・ なお、上記評価文書（技術文書を含む）については、原子力委員会へ報告するとともに、6 月末を目途に共同中央チーム所長へ送付
- ・ 7 月の第 1 2 回 I T E R 理事会に報告

詳細設計報告書等のレビューの進め方（案）

項目		'96		'97						
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
ITER	ITER理事会 TAC 建設準備協議		▲ IC-11 (DDRレビュー) ■ TAC-11 ▲ Ex. 2							△ IC-12 (DDR確定) △ Ex. 4
	原子力委員会 核融合会議				第122回 ▲				△ Ex. 3	△
国内の対応	EDA技術部会	▲ (第14回) ▲ (第15回) ▲ (第16回) △ (第17回) △ (第18回) △ (第19回)								
	EDA技術部会 ワーキンググループ	(体制の概要 (WGの開催) ・審議スケジュール(案)) (対象文書説明 ・国内検討の視点 ・ゲーム分け) (DDRの審議 ・WG進捗報告) (対象文書全体審議 ・報告書案作成) (レビュー報告書案審議) (レビュー報告書案審議) 技術文書審議(各グループに分かれて作業) ・質問、コメントに対する説明 ・中間報告案作成								

EDA協定（抜粋）

第一条 目的

- (1) この協定、その附属書及び議定書に従って、締約者は、自己の法令に従うことを条件として、詳細な、完全なかつ十分に統合されたITERの工学設計及びITERの建設に関する将来の決定のために必要なすべての技術的データを作成するため工学設計活動（EDA）を共同で行う。締約者は、当該設計及び技術的データを国際的な協力計画の一部として又は締約者自身の国内計画において利用することができる。
- (2) EDAの指針となるITERの総合的な計画目標は、平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を実証することである。ITERは、この目標を達成するため、定常状態を究極の目標とする重水素・三重水素プラズマの制御された点火及び長時間燃焼を実証し、統合されたシステムにおいて核融合炉に不可欠の技術を実証し並びに核融合エネルギーを実用の目的で利用するために必要な高熱流束及び核工学要素の統合された試験を行う。

第二条 適用範囲

前条に定める目的のため、締約者は、次のEDAを共同で行う。

- (a) 次の事項を含むITERの工学設計を作成すること。
 - (i) 装置並びにこれに附属するシステム及び施設についての完全な記述
 - (ii) ITERの各構成要素の仕様、計算及び図面を含む詳細な設計（特に各構成要素の相互連携に関するもの）
 - (iii) ITERの供給、建設、組立て、試験及び運転開始という様々な段階の計画日程並びに人的及び財政的資源の要請に対応する計画
 - (iv) ITERの建設が決定される場合には、その開始のために必要な物品の供給のための即時の入札手続を可能とする仕様
- (b) ITERのための用地の要件を定めること並びに必要な安全、環境及び経済的分析を行うこと。

(c) ITERの運転、利用及び運転終了のための計画案並びに費用、人的資源及び日程の見積りの双方を定めること。

(d) (a)から(c)までの活動を行うために必要な確証のための研究開発作業（工学的な実現可能性を確保するための原型モデルの開発、製作及び試験を含む。）を行うこと。